暴追センターだより

2019.7
54

暴追ながさき

（シンボルマーク）

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

着任のごあいさつ

長崎県警察本部

刑事部長　羽田敏雄

今春の人事異動により、長崎県警察本部刑事部長に着任いたしました羽田でございます。

県民の皆さまには、平素から暴力団排除活動を始め、警察業務各般にわたり、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、全国的には、平成27年に「六代目山口組」が分裂したことに端を発した対立抗争事件が後を絶たず、本年に入ってからも、神戸市内において六代目山口組傘下の組員が神戸山口組傘下の組長に刃物で重傷を負わせるなど、予断を許さない状況が続いております。

本県におきましても、六代目山口組及び神戸山口組の傘下組織が存在しており、抗争事件の発生も十分懸念されることから、対立抗争の火種となるような事件の未然防止等に万全を期しているところであります。

このような情勢ではありますが、全国的な傾向を見ますと、暴力団の構成員数は過去最少を更新しており、本県も例外ではありません。

これは一重に、県民の皆さまに暴力団排除の必要性をご理解いただき、それぞれの立場で暴力団排除に真摯に取り組んでいただいた成果の表れだと言えます。

しかしながら、暴力団も組織の生き残りをかけ、社会の変化に応じて実態を変化させながら、従来からの資金源である「みかじめ料」や「違法薬物」から新たな犯罪手口である「特殊詐欺」に至るまで、さまざまな手段による資金確保に必死であります。

また、暴力団が組織を維持するために、組織の実態を隠蔽し、あるいは偽装離脱を図るなど、潜在化傾向にあることも理解しておかなければなりません。

このような中、昨年11月末に、暴力団からの不当な要求を断固拒否することを目的として、島原地区に続き、浦上地区に民間暴追団体である縁切同盟「長崎解縁隊浦上」が結成されたことは、今後の暴排活動を進めていく上で大きな力になるものと確信しております。

県警としましても、取締りの強化により県民生活の安全安心の確保に万全を期すとともに、県民の皆さまの暴力団排除活動に対しましては、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターや長崎県弁護士会をはじめ、関係機関・団体との連携の下、全力で支援してまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

最後になりましたが、皆さま方のご健勝とご多幸を心から祈念して、就任の挨拶とさせて頂きます。

就任のごあいさつ

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター
専務理事兼事務局長　古田　豊

皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和元年６月10日に開催されました令和元年度定時評議員会において理事に選任され、同日付けをもって専務理事に就任いたしました古田と申します。本年は「令和」という新しい時代の幕開けの年であるとともに、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催を来年に控え、大きな節目の年であると言われておりますが、このような節目の年であることに加え、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターに対する県民の皆様の期待がますます高まる中、専務理事に就任いたしましたことは、身に余る光栄と存じますとともに、責任の重大さに身の引き締まる思いでおります。

さて、最近の暴力団を巡る情勢につきましては、暴力団対策法や全国における暴力団排除条例の施行以来、「社会対暴力団」の構図が定着し、社会における暴力団排除気運の高まりや暴力団排除活動の進展等により、全国的にも県内におきましてもその勢力は減少し、社会的、経済的に追い詰められつつあります。この間、県内各地において活動されている各暴力追放運動推進協議会の皆様、そしてこのような活動を支えていただいております弁護士会や警察の皆様のご努力とご労苦に対して心より敬意を表するものです。

しかしながら、その一方で、暴力団はその威力を示して行うみかじめ料の徴収や恐喝等の伝統的資金獲得活動に加え、最近では特殊詐欺に深く関与するなど、社会の変化に応じて新たな資金源を求めてその活動を一層巧妙かつ潜在化、多様化させており、予断を許さない状況が続いております。加えて、昨今問題となっております、いわゆる半グレ集団の存在など市民生活の安全と安心を確保する上において、県民や警察等との連携による暴力団排除活動は更に重要性を増しており、弁護士会や警察をはじめ県民の皆様のこれまで以上の知恵と力が必要となりますし、社会全体が一体となっての暴力団排除活動が必要となってきます。

このような情勢の中、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターが果たすべき役割はいっそう重要になり、事業の停滞は決して許されないものと感じているところであり、専務理事として暴力追放運動の推進に全力を尽くしてまいりますので、皆様方の今後更なるご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の今後益々のご多幸、ご活躍を祈念いたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。

全国　指定暴力団分布図

指定暴力団の状況

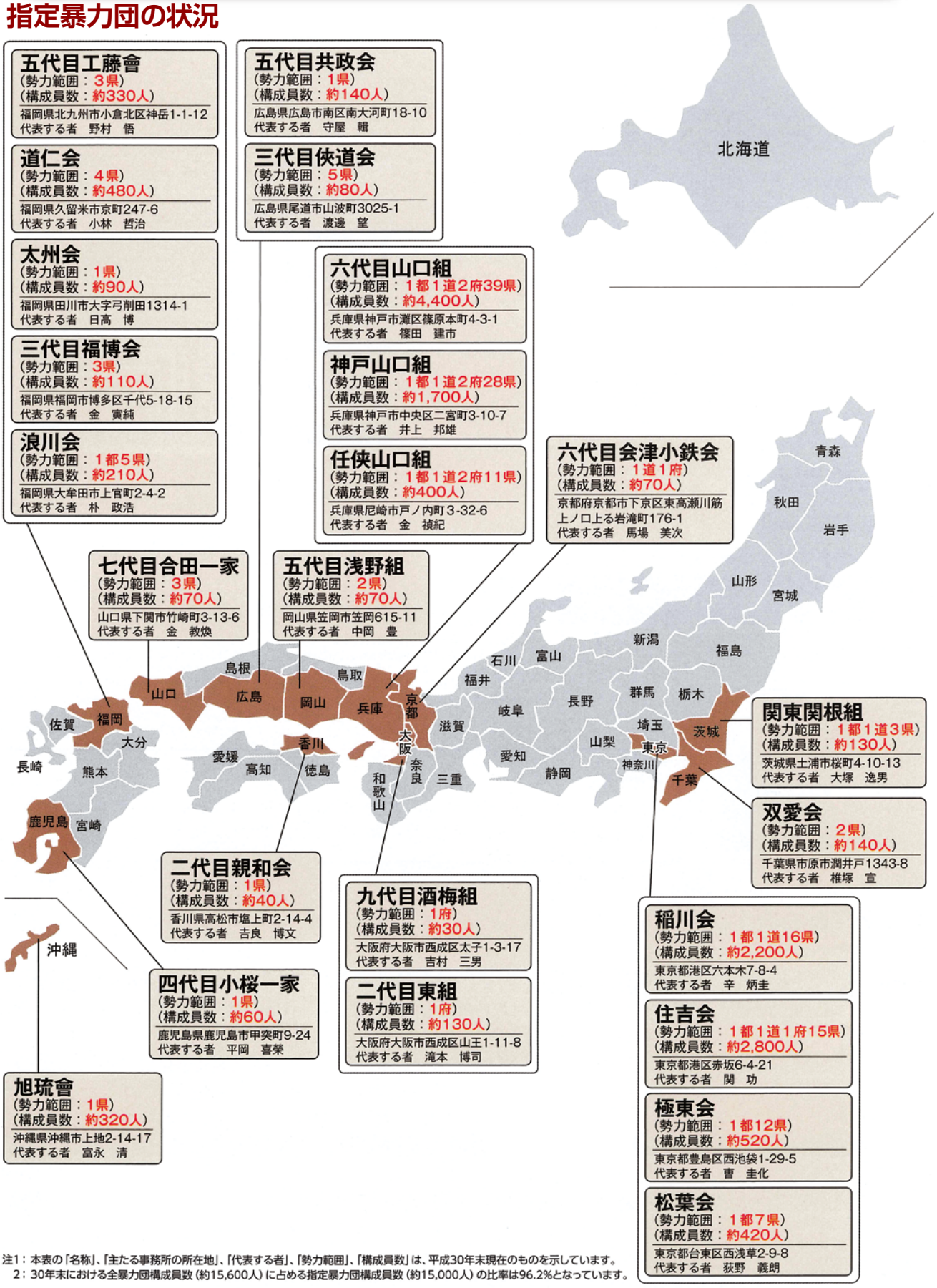

五代目工藤會
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約330人）
福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12
代表する者　野村　悟

道仁会
（勢力範囲：4県）
（構成員数：約480人）
福岡県久留米市京町247-6
代表する者　小林　哲治

太州会
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約90人）
福岡県田川市大字弓削田1314-1
代表する者　日高　博

三代目福博会
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約110人）
福岡県福岡市博多区千代5-18-15
代表する者　金　寅純

浪川会
（勢力範囲：1都5県）
（構成員数：約210人）
福岡県大牟田市上官町2-4-2
代表する者　朴　政浩

五代目共政会
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約140人）
広島県広島市南区南大河町18-10
代表する者　守屋　輯

三代目侠道会
（勢力範囲：5県）
（構成員数：約80人）
広島県尾道市山波町3025-1
代表する者　渡邊　望

六代目山口組
（勢力範囲：1都1道2府39県）
（構成員数：約4,400人）
兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1
代表する者　篠田　建市

神戸山口組
（勢力範囲：1都1道2府28県）
（構成員数：約1,700人）
兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7
代表する者　井上　邦雄

任侠山口組
（勢力範囲：1都1道2府11県）
（構成員数：約400人）
兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6
代表する者　金　禎紀

六代目会津小鉄会
（勢力範囲：1道1府）
（構成員数：約70人）
京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1
代表する者　馬場　美次

七代目合田一家
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約70人）
山口県下関市竹崎町3-13-6
代表する者　金　教煥

五代目浅野組
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約70人）
岡山県笠岡市笠岡615-11
代表する者　中岡　豊

関東関根組
（勢力範囲：1都1道3県）
（構成員数：約130人）
茨城県土浦市桜町4-10-13
代表する者　大塚　逸男

双愛会
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約140人）
千葉県市原市潤井戸1343-8
代表する者　椎塚　宣

二代目親和会
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約40人）
香川県高松市塩上町2-14-4
代表する者　吉良　博文

九代目酒梅組
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約30人）
大阪府大阪市西成区太子1-3-17
代表する者　吉村　三男

二代目東組
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約130人）
大阪府大阪市西成区山王1-11-8
代表する者　滝本　博司

四代目小桜一家
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約60人）
鹿児島県鹿児島市甲突町9-24
代表する者　平岡　喜榮

旭琉會
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約320人）
沖縄県沖縄市上地2-14-17
代表する者　富永　清

稲川会
（勢力範囲：1都1道16県）
（構成員数：約2,200人）
東京都港区六本木7-8-4
代表する者　辛　炳圭

住吉会
（勢力範囲：1都1道1府15県）
（構成員数：約2,800人）
東京都港区赤坂6-4-21
代表する者　関　功

極東会
（勢力範囲：1都12県）
（構成員数：約520人）
東京都豊島区西池袋1-29-5
代表する者　曺　圭化

松葉会
（勢力範囲：1都7県）
（構成員数：約420人）
東京都台東区西浅草2-9-8
代表する者　荻野　義朗

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成30年末現在のものを示しています。
2：30年末における全暴力団構成員数（約15,600人）に占める指定暴力団構成員数（約15,000人）の比率は96.2%となっています。

長崎県　暴力団分布図

長崎県警発表から
平成30年末現在

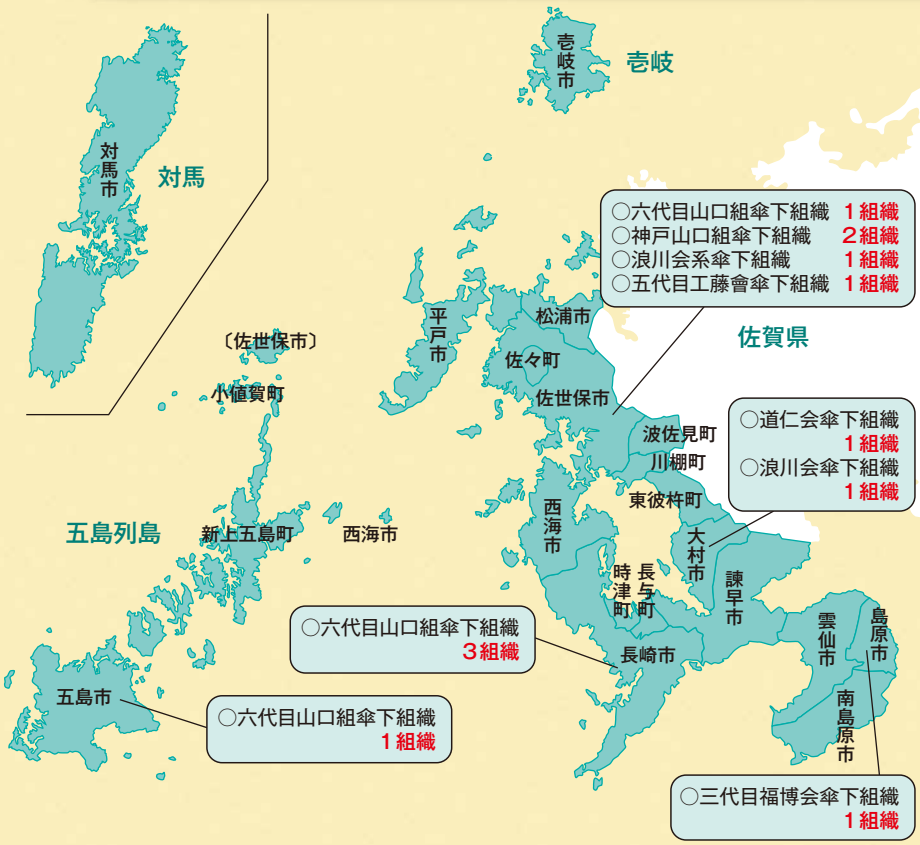

長崎県の暴力団勢力

名　称		組織数	構成員数（約）
指定暴力団傘下組織	六代目山口組傘下組織	5組織	100人
	道仁会傘下組織	1組織	30人
	三代目福博会傘下組織	1組織	20人
	浪川会傘下組織	2組織	10人
	五代目工藤會傘下組織	1組織	5人
	神戸山口組傘下組織	2組織	5人
暴力団周辺者		―	40人
長崎県認定県外暴力団		―	10人
合　計		12組織	220人

理事会・評議員会の開催

平成31年3月7日、平成30年度第2回理事会を開催し、「平成31年度の事業計画及び収支予算案」等について、さらに、5月14日には令和元年度第1回理事会を開催し、「平成30年度の事業結果及び収支決算」等について審議し、いずれも可決承認されました。

6月10日には、令和元年度定時評議員会を開催し、「平成30年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録」等について審議し可決承認され、併せて平成30年度事業報告、令和元年度事業計画及び収支予算等についての報告もなされました。

第1回理事会の開催状況

定時評議員会の開催状況

不当要求に関するアンケートの実施結果

平成30年度中、暴追センター開催の不当要求防止責任者講習において、受講者の方に「暴力団などからの不当要求に関するアンケート」のご協力をいただきました。

その結果は次のとおりです。ご協力をいただいた方にはお礼申し上げます。

受講者総数	1,227名
回答総数	1,191名
回答率	97.0%

問1 暴力団などから不当要求を受けたことがありますか

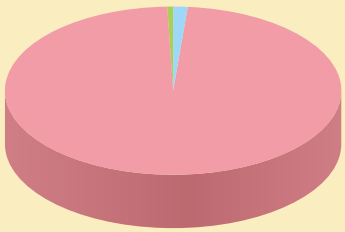

ある	17件 (1.4%)	
ない	1,167件 (98.1%)	
無回答・不明	6件 (0.5%)	計1,190件

問2 不当要求の内容は（複数選択）

不当要求の内容	件数
些細なことでの因縁・暴行・脅迫・傷害	2
物や金を貸したが返してくれない	0
物品の購入・券の購入の強要	4
ショバ代、あいさつ料、用心棒等を要求	1
寄付金・賛助金・機関誌購読料金等の請求	5
仕事のミス等に難癖をつけ賠償金請求	3
工事現場の騒音・粉塵等で難癖をつけ賠償金請求	1
その他	4
無回答・不明	1
合　　計	21

問3 不当要求にどのように対応しましたか

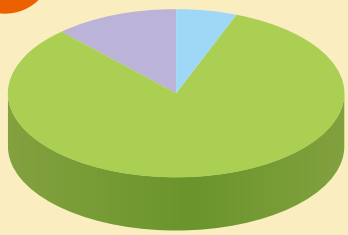

要求に全面的に応じた	1件 (5.9%)	
要求の一部に応じた	0件 (0.0%)	
要求を拒否した	14件 (82.3%)	
無回答・不明	2件 (11.8%)	計17件

問4 不当要求に応じた理由は（応じたと回答した方）

要求に応じた理由	件数
うるさいから早く解決したかった	0
穏便に済ませたかった	0
恐ろしかった	1
当方に落ち度があった	0
業界の慣習にすぎない	0
その他	0
無回答・不明	0
合　　計	1

問5 渡した金額はどれくらいですか

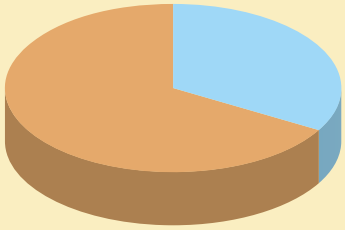

10万円未満	1件	
10万円以上百万円未満	0件	
百万円以上千万円未満	0件	
千万円以上一億円未満	0件	
一億円以上	0件	
無回答・不明	2件	計3件

問6 暴力団が根絶しない理由はなぜですか（複数選択）

暴力団が根絶しない理由	件数
問題解決に暴力団を利用する人がいる	807
被害にあっても仕返しが恐くて警察に届け出ない	813
暴力団の要求に屈して資金提供する人がいる	758
警察の取締りが手緩い	122
暴力団を取り締まる法律が整備されていない	148
暴力団員の犯罪に対する刑が軽い	282
一度組に入ったら抜け出すことが困難	270
暴力団に憧れたり、加入する人がいる	244
その他	27
無回答・不明	53
合　　計	3,524

暴力追放センターの活動状況

平成31年1月1日から令和元年6月30日までの上半期における暴力追放運動推進センターの活動状況は、次のとおりです。

1月

17日　相浦警察署署員に対する部外講話
18日　不当要求防止責任者講習会（長崎地区）の開催
18日　早岐警察署署員に対する部外講話
25日　暴力追放相談委員・暴力追放モニター合同研修会の開催

相談委員・モニター合同研修会の状況

2月

5日　社会還元寄付金贈呈式等への出席
12日　縁切同盟「長崎解縁隊島原」総会への出席
13日　暴追協長崎地区協議会「総会」への出席
14日　長崎県信用保証協会研修での講話
18日　民暴研究会への出席

3月

5日　九州ブロック民暴研究会への出席
7日　平成30年度第2回理事会の開催

4月

12日　不当要求防止責任者講習会（長崎地区）の開催
18日　不当要求防止責任者講習会（諫早地区）の開催
22日　三菱電機ビルテクノサービス（株）長崎支店における暴排講話
26日　暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会への出席

不当要求防止責任者講習会（佐世保地区）の状況

5月

9日　不当要求防止責任者講習会（県央・大村地区）の開催
11日　暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会への参加
16日　不当要求防止責任者講習会（壱岐地区）の開催
17日　長崎県被害者支援連絡協議会実務担当者会議への出席
22日　長崎県銀行警察連絡協議会総会への出席
23日　西海市役所不当要求対策研修会における講話
29日　不当要求防止責任者講習会（対馬地区）の開催
24日　西海市暴力追放運動推進協議会総会への出席
27日　社会を明るくする運動長崎県推進委員会への出席
31日　五島市暴力追放運動推進協議会総会への出席

6月

4日　大村市暴力追放運動推進協議会総会への出席
4日　長崎県損保警察情報連絡協議会への出席
5日　不当要求防止責任者講習会（佐世保地区）の開催
10日　令和元年度暴追センター評議員会を開催
13日　佐世保地区暴力追放運動推進協議会総会への出席
14日　浦上地区暴力追放運動推進協議会総会への出席
18日　不当要求防止責任者講習会（上五島地区）の開催
19日　大浦地区暴力追放運動推進協議会総会への出席
26日　長崎刑務所における社会復帰等講話
27日　不当要求防止責任者講習会（長崎地区）の開催

大浦地区暴追協総会の状況

暴力団離脱者の 社会復帰活動にご協力を

昨今の暴力団情勢は、「暴力団対策法」の度重なる規制強化や長崎県暴力団排除条例の施行により、組織を支える資金獲得活動が非常に困難になってきています。暴力団員の中には、暴力団と手を切り、正業に就き更正したいと考える者も少なからず出てきています。

本県では平成25年に「長崎県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」を再構築するなど、暴力団離脱者の就労支援に取組んでいますが、その「受皿企業」が非常に少ないのが現状です。

企業の皆さんにとって，元暴力団を受入れ雇用することは大きな不安を伴うことは十分承知しています。もし、受付けていただければ、長崎県警等と連携して受入れていただいた企業の皆様そして離脱者に対してアフターケア、支援、見守りに努めてまいります。

本事業の趣旨をご理解いただき、社会復帰を希望する者の受け入れについて、ご賛同又は協力いただける企業様がございましたら、当暴力追放センターまでご一報いただきますよう、よろしくお願いします。

連絡先

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター
☎ 095-825-0893

暴力団離脱者雇用給付金支給規程

当暴追センターの相談に係る離脱者を受け入れていただいた事業者の方に、１か月につき10万円を限度として６か月間支給いたします。

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター
所在地／長崎市万才町5番24号　ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893
FAX 095-825-0841

相談メールアドレス
info@boutsui-nagasaki.or.jp
ホームページ
https://www.boutsui-nagasaki.or.jp

◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
無料・秘密厳守

発行と印刷
●発行　令和元年7月
（公財）長崎県暴力追放運動推進センター
●印刷　平和堂オフセット印刷（有）